平成２７年５月２９日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：フォローアップ監査）

Ⅰ．監査実施の概要

１．監査目的

「国立大学法人東北大学内部監査規程第１８条第２項」に基づく改善状況の確認

２．監査対象部局

文学研究科・文学部、経済学研究科・経済学部、理学研究科・理学部、
医学系研究科・医学部、薬学研究科・薬学部、工学研究科・工学部、
農学研究科・農学部、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、
流体科学研究所、多元物質科学研究所、災害科学国際研究所、附属図書館、病院、
原子分子材料科学高等研究機構、東北メディカル・メガバンク機構、
総務企画部法務課、人事企画部、教育・学生支援部、財務部、
情報部情報基盤課（サイバーサイエンスセンターを含む）

計２２部局

３．監査実施期間

平成２６年１２月１０日～平成２７年１月３０日

４．主な監査手続

過去の内部監査で指摘を行った事項の改善状況に関するヒアリング、資料査閲

Ⅱ．監査結果の要約

１．全般的所見

平成２６年度内部監査基本計画書において重点事項とした「フォローアップ監査」は、平成２５年度内部監査における指摘事項（改善事項または経過観察事項）を対象として、各監査対象部局等から提出された「改善計画（状況）回答書」に基づく対応状況とその効果の検証を行うことを目的としている。

内部監査における指摘事項は、内部監査報告書にとりまとめ報告するだけではなく、フォローアップ監査を通じて、当該指摘事項に係る改善のための措置等が講じられているかを検証し、不十分と判断された場合にはその要因を分析するとともに、改善を促すこととなる。

このため、各監査対象部局等において、平成２５年度内部監査における指摘事項に対し、改善のための措置等が講じられているか、未改善若しくは改善が不十分である場合には、その要因は何であるかなどについて監査を実施した。

●平成２５年度内部監査における指摘事項
・競争的資金の監査（改善事項２５件）
・人事業務に関する監査（改善事項９件、本部事務機構に対する意見１件）
・標準会計監査（改善事項１８件）
・フォローアップ監査（改善事項２件、経過観察事項３３件）

上記内部監査報告書に記載された指摘事項等に関する改善状況を確認したところ、全般的には概ね適正に改善されていたが、２．指摘事項①に記載のとおり、一部に改善を要する事項があったほか、２．指摘事項②に記載のとおり、一部に経過観察を要する事項があった。

２．指摘事項

① 改善事項　３件

（内訳）

（１）競争的資金の監査

1）設備備品の寄附について　１件

（２）フォローアップ監査

・平成２４年度内部監査（競争的資金の監査）関係

2）契約手続きについて　１件

・平成２２年度内部監査（勤怠管理等に関する監査）

3）子育て支援に関する体制の充実について　１件

NO.	改善事項（概要及び所見）
1)	平成２５年度内部監査（競争的資金の監査）において、設備備品にかかる寄附申込書の提出漏れや、本来設備備品とすべきものを消耗品として処理したことにより、固定資産の登録漏れが生じている旨指摘したが、科研費や受託研究費にて購入した固定資産において、依然として資産登録が行われていない事例が見受けられた。 また、同監査において、「管理者・所在別一覧表」は、本来、物品使用者に押印又はサインさせた上で保管し、写しを物品使用者に配付する必要があるところ、物品使用者の押印等がないものが散見される旨指摘したが、依然として押印等を行っていない事例があったほか、押印等は行っている

	ものの、「管理者・所在別一覧表」の写しを物品使用者に配付していない事例が見受けられた。 （１部局）
2)	平成２４年度内部監査（競争的資金の監査）及び平成２５年度内部監査（フォローアップ監査）において、支出契約決議書の決裁が発注（契約）後に行われている旨指摘したが、依然として支出契約決議書の決裁が発注（契約）後に行われている事例や、支出契約決議書の「契約日」と実際の発注日が異なっている事例が見受けられた。 （１部局）
3)	平成２２年度内部監査（勤怠管理等に関する監査）おいて、子育てに関する各種制度の周知と全学的な支援体制を充実させる必要がある旨意見した。 また、平成２４年度内部監査（フォローアップ監査）において、WEB ページ等による周知は行われていたが、子育て支援に関する休業制度について利用者のニーズを把握できる体制とはなっていない旨指摘したところ、平成２５年度内部監査（フォローアップ監査）では、育児休業等の情報を網羅したパンフレットの原案を作成していることが確認できた。 しかしながら、今回のフォローアップ監査時点でパンフレットは発出されておらず、当該制度を利用する教職員や部局事務担当者の意見を収集する体制も構築されているとは言い難い状況であった。 （１部局）

② 経過観察事項　１１件

（内訳）

（１）競争的資金の監査

1）厚生労働科学研究費補助金の取り扱いについて　２件

2）謝金の取扱いについて　１件

（２）フォローアップ監査

・平成２３年度内部監査（情報セキュリティに関する監査）関係

3）事務担当者に対する個人情報保護マニュアルの作成について　１件

4）教職員に対する個人情報保護マニュアルの作成について　１件

5)「個人情報保護業務」に関する自己点検ついて　１件

・平成２４年度内部監査（文書及び公印の管理に関する監査）関係

6）法人文書の点検について　１件

・平成２１年度内部監査（雇用と諸手当認定に関する監査）関係

7）勤怠管理業務におけるリスクマネジメントの強化について　１件

8）部局事務部に対する人事業務に関する指導、助言体制の強化について　１件

・平成２１年度内部監査（科学研究費補助金の監査）関係

9)「給与的謝金」の取り扱いについて　１件

・平成２４年度内部監査（標準会計監査）関係

10）契約手続きについて　１件

Ⅲ．改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

Ⅱ．監査結果の要約　２.指摘事項①改善事項については、該当する部局に対して、具体的な「改善計画（状況）回答書」の提出を要求する。

また、２.指摘事項②経過観察事項については、該当する部局に対して、平成２７年度以降の改善計画に変更がある場合のみ、「改善計画（状況）回答書」により当該事項に対する具体的な改善計画の提出を要求する。

２．本部事務機構に対する意見

特になし